

掛川市告示第6号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、掛川市病院事業に係る公金の徴収及び収納の事務について、次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成25年2月14日

掛川市長 松井三郎

1 委託する事務

掛川市病院事業の業務に係る公金の徴収及び収納の事務

2 委託先

株式会社ニチイ学館